

人権・同和問題に係る研修を実施したい

同和問題をはじめとする人権問題に係る啓発・研修 講師団講師あっせん事業

県の講師団講師の中から企業等において、人権・同和問題に係る研修を実施する場合に、講師をあっせんします。

対象者

人権・同和問題に係る研修を実施する企業、個人事業主、企業団体等

内 容

企業等で行われる人権・同和問題に係る啓発及び研修の推進を図ることを目的として、本事業を実施しています。

企業等が本事業を活用して研修を実施した場合、講師への謝金及び旅費は福岡県で負担します。（企業等の負担はありません。）

※この事業により実施した研修は、福岡県入札参加資格審査における地域貢献活動評価項目（人権・同和問題啓発研修）の対象となっています。

活用方法

講師あっせんの手順は、次のとおりです。

- （１）研修日時、場所、研修のテーマ、講師の候補者を決めて、研修開催予定日の60日前までに県に事前相談票をメール又はFAXで送付してください。
- （２）県で日程調整の上、決定した講師を企業等にお知らせします。
- （３）研修実施日の40日前までに県にあっせん依頼書を提出の上、決定した講師と研修の打合せを行ってください。
- （４）研修を実施します。
- （５）研修終了後、研修結果報告書を10日以内に、アンケート集計票を30日以内に県に提出してください。

※講師あっせんに必要な資料は「同和問題をはじめとする人権問題に係る啓発・研修情報誌 すばる」に掲載されており、次のURLからダウンロードできます。

URL： <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/gyosei-shiryo/subaru.html>

お問い合わせ先

福岡県福祉労働部人権・同和対策局調整課 管理係

TEL：092-643-3324 FAX：092-643-3326 e-mail： jinken-chosei@pref.fukuoka.lg.jp

URL： <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/gyosei-shiryo/subaru.html>

